

## (仮称) 馬揚山風力発電事業環境影響評価方法書の意見

### 1 全体的事項について

- (1) 環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）では、風力発電機の配置が未定であるなど、内容が具体化されていないため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）においては、事業内容を可能な限り具体化すること。
- (2) 事業の実施にあたっては、住居等の立地状況や地形並びに対象事業実施区域周辺における風力発電事業など多面的・複合的な視点から風力発電機の規模や配置等を検討し、環境影響が最小となるよう計画すること。
- (3) 風力発電機、変電所並びに送電線等の附帯設備の位置、規模及び構造等については、調査、予測及び評価の結果に基づいて複数案を検討し、その結果を踏まえ決定すること。  
なお、その検討結果を準備書に具体的に記載すること。
- (4) 環境影響評価を実施するにあたっては、必要に応じて専門家の助言を得ながら、最新の知見及び評価手法を採用するほか、調査、予測及び評価の手法、並びに予測及び評価結果の準備書への記載にあたっては、平易な表現を用い、理解しやすい内容とすること。  
また、環境影響評価の過程において、評価項目及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じた場合には、必要に応じて評価項目及び手法の見直しを行う等、適切に対応すること。
- (5) 土木工事等で使用する建設機械の種類や数量、並びに工事用資材等の運搬に使用する車両の種類、数量及び輸送経路等については、環境影響を予測、評価するにあたって重要な事項であることから、その内容を準備書に具体的に記載するとともに、大気質、騒音及び振動の予測及び評価において、当該事項の内容を適切に反映すること。
- (6) 落雷や強風等による風力発電機の破損・倒壊事故が全国的に発生していることから、準備書において、その安全対策を具体的に記載するとともに、併せて、事故が発生した場合の復旧方法や風力発電機の耐用年数経過後の対応を具体的に記載すること。
- (7) 環境影響評価の手続においては、広く住民から募った有用な意見を事業計画に反映させていくことが重要であることから、準備書説明会の開催等にあたっては、住民参加が幅広く図られるよう開催日時、開催頻度及び開催場所に配慮するとともに

に、開催の周知については複数の方法により実施すること。

また、対象事業実施区域及びその周辺には、住居等が存在するため、事業の実施にあたっては、周辺住民の理解が不可欠であることから、周辺住民に対して、丁寧な説明を行い、誠実に理解の醸成を図ること。

- (8) 環境影響評価に用いる既存の各種資料は、調査結果を評価する上で重要な指標となることから、その収集整理にあたっては、内容を十分に精査し、評価に疑念が生じないようにすること。
- (9) 環境影響評価に係る現地調査等は、地域住民の理解のもとに行うものとし、苦情等が申し立てられた場合には、申立人及び関係機関等の指導に対して、誠意をもって対応すること。また、施設の稼働後において苦情が申し立てられた場合における環境保全措置を検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。
- (10) 対象事業実施区域の周辺では、他の風力発電事業が計画されていることから、他の風力発電事業の影響を受けると予想される地域を調査地点として選定し、他の風力発電事業との複合的な影響を準備書に具体的に記載するとともに、住民が重大な影響を受けないよう適切に対応すること。  
なお、複合的な影響がない場合にあっても、その根拠を準備書に記載すること。
- (11) 風力発電機等については、安定した地盤上に建設されることが不可欠であることから、十分な地盤調査を実施し、その結果に応じて適切な施工計画を策定すること。

## 2 個別的事項について

### 【大気質】

建設工事や工事用資材の輸送等に伴い発生する窒素酸化物、粉じん等については、生活環境へ与える影響が大きいことから、風向・風速等の気象条件や地形等の地域特性を考慮して調査地点を設定するとともに、予測地点を広範囲に設定すること。

### 【騒音及び低周波音】

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺には、住居や学校及び福祉施設等が存在し、「騒音」及び「低周波音」による影響が懸念されることから、風力発電機の配置にあたっては、住居等との十分な離隔距離を確保すること。  
また、低騒音型の機種を選定することなどにより、環境影響を回避する計画とすること。
- (2) 施設の稼働時における「騒音」及び「低周波音」については、風向・風速等の気象条件や地形等の地域特性に影響されることから、対象事業実施区域周辺の学校及び福祉施設を調査地点として選定するとともに、予測地点を広範囲に設定す

ること。

- (3) 施設の稼働時における「低周波音」については、最新の知見を踏まえても不確実性が大きいことから、既存の風力発電機において「低周波音」に係る苦情の発生している事例を調査し、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

### 【水環境】

- (1) 風力発電機の基礎工事においてコンクリートが使用されることから、工事の実施時における「水の濁り」に加え、「pH（水素イオン濃度指数）」についても調査し、予測及び評価すること。
- (2) 対象事業実施区域及びその周辺は、いわき市水道水源保護条例により「水道水源保護地域」に指定されていることから、土地の改変並びに風力発電機の設置工事等で発生する土砂や濁水による水環境（水道水源）への影響を明らかにした上で、適切な環境保全措置を検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。
- (3) 工事中の雨水排水等については、沈砂池により適切に処理しているが、沈砂池の規模にあたっては、対象事業実施区域周辺の地域観測所の雨量データを参考として決定すること。  
また、当該沈砂池の維持管理の方法について準備書に記載すること。
- (4) 水質調査地点として、好間川の支流である舞台川、及び三坂川の支流である綱木川が選定されていないが、現地調査等により影響があると判断される場合には、水質調査地点に追加すること。

### 【動植物・生態系】

- (1) 動植物及び生態系については、対象生物の行動圏、分布域等を踏まえ、調査の範囲、地点、期間、時期及び調査方法等を適切に設定すること。  
特に希少種が確認された場合には、調査範囲を広げるなど、より詳細な調査を実施すること。
- (2) バードストライク（コウモリ類を含む。）については、対象事業実施区域及びその周辺における生息・飛翔状況等の調査結果、他の風力発電事業における調査結果、過去の衝突事例及び国の検討状況等、最新の知見に基づき、衝突リスクを解析・評価するとともに、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。
- (3) 動物に係る調査にあたっては、工事による排水の影響を受けるおそれがある沢沿いの動物、底生生物等の状況が把握できるように調査地点を選定すること。

- (4) 対象事業実施区域には、猛禽類以外にも重要な鳥類が生息・繁殖している可能性があることから、その行動範囲や生息状況及び繁殖・営巣状況について調査し、予測及び評価すること。
- (5) 伐採跡地の植栽等については、現生植物を用いるなど、周辺地域と調和し、周辺の生態系に影響を与えないような植物種の選定が必要であることから、伐採地の周辺の植物の生育に及ぼす影響について調査し、予測及び評価を実施し、具体的な植生計画について検討すること。
- (6) 工事の実施における土地の改変に伴い、表土の移動や改変箇所の裸地化等により侵略的な外来植物種の生育域が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地改変を予定している区域及びその周辺における外来植物種の生育状況を把握し、工事の実施によりその分布が拡大することのない施工方法を検討すること。

#### 【廃棄物・残土】

- (1) 産業廃棄物及び残土が評価項目として選定されているが、方法書にその調査手法等が記載されていないことから、準備書において、具体的な調査手法、発生量並びに処理計画を記載するとともに、廃棄物発生量の低減及び再生利用に努めること。
- (2) 対象事業実施区域内の造成工事における切土の部分、並びに切土高及び盛土高を準備書において具体的に記載し、切土量及び盛土量をそれぞれ算出すること。  
また、発生土を工事現場で一時的に保管する場合は、適切な環境保全措置を検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。
- (3) 対象事業実施区域内の造成工事における発生土のみならず、対象事業実施区域周辺の道路拡幅工事の発生土についても予測するほか、発生土については、原則、現場での処理に努めること。

#### 【景観・人と自然の触れ合いの活動の場】

- (1) 景観の予測については、フォトモンタージュ等を用いて準備書に具体的に記載すること。  
また、風力発電機などの設置にあたっては、自然に溶け込ませることとし、住民に圧迫感や威圧感を与えることのないようにすること。
- (2) 景観に係る予測及び評価に基づき、風力発電機の配置見直しを含めた環境保全措置を検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。
- (3) 景観に係る調査地点及び予測地点は、風力発電機の可視領域を踏まえ、より広

範囲に設定すること。

- (4) 対象事業実施区域周辺には、登山者などに親しまれている鶴石山や芝山があることから、地元の登山愛好家や山岳会などから意見を聴取し、今後の事業計画に反映すること。

#### 【風力発電機の影及び電波障害】

- (1) 風力発電機は、その影が住宅や農地等へ極力影響のないよう配置するとともに、住宅又は農地等へ支障を及ぼすおそれがある場合は、適切な環境保全措置を講じること。
- (2) 山稜上において大型風量発電機が設置される場合、電波障害の発生が懸念されることから、事前に対象事業実施区域の電波状況を把握した上で、電波障害が生じないよう風力発電機などを配置すること。

#### 【放射線の量】

対象事業実施区域及びその周辺は、空間線量率の高い地域が確認されていないため、「放射線の量」を評価項目として選定していないが、空間線量率の高い区域が含まれる可能性があることから、「放射線の量」を評価項目に追加すること。

#### 【その他】

- (1) 対象事業実施区域は、都市計画区域外であり、中山間地域の自然や農業・農村環境を保全し、緑に抱えられた魅力ある地域づくりを促進していく区域である。  
また、市総合土地利用基本計画において、事業実施想定区域は「生活森林区域」、「森林保全・育成区域」及び「農山村生活区域」と位置付けられており、自然保全のため開発を適正に規制・誘導し、森林の育成に努め、豊かな自然に囲まれた農山村集落の生活環境及び農産物の生産地を守るため、地域の実情に応じた土地利用を図る区域とされていることから、風力発電機の配置や工事計画を検討する際にあたっては十分配慮すること。
- (2) 一定規模以上の建築物や工作物等の新築、又は土地の形質の変更を行なう場合には、「いわき市の景観を守り育て創造する条例」に基づき、大規模行為の届出が必要となることから、市都市計画課と協議すること。  
また、同行為のうち、特に規模が大きいものについては、景観への影響が顕著であるため、当該届出の前に、事前協議書の提出が必要となることから、市都市計画課と協議すること。  
更に、一定規模以上の敷地での風力発電機に附属する管理施設等の設置については、市都市計画課と協議すること。  
加えて、都市計画区域外において、10,000 m<sup>2</sup>以上の土地の取引を行った場合は、

「国土利用計画法」に基づき、届出が必要となることから、市都市計画課と協議すること。

- (3) 対象事業実施区域は、埋蔵文化財包蔵地には該当していないが、工事にあたって、土器などの遺物を発見した場合は、速やかに市文化振興課に連絡すること。
- (4) 風力発電機の輸送等による道路の破損・汚損等に留意するとともに、輸送において一般の通行等に支障が生じる場合には、通行止めの通知を行うなど適正に対応すること。
- (5) 対象事業実施区域内には、森林整備に係る補助事業による整備地があることから、事業を進めるにあたっては、市林務課と協議すること。  
また、風力発電事業のために林道を使用する場合には、市林務課と協議すること。